

1 計画策定の趣旨

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、県は市町計画を取りまとめ、容器包装廃棄物の分別収集の目標及び方策について3年ごとに計画を定めることとされている。

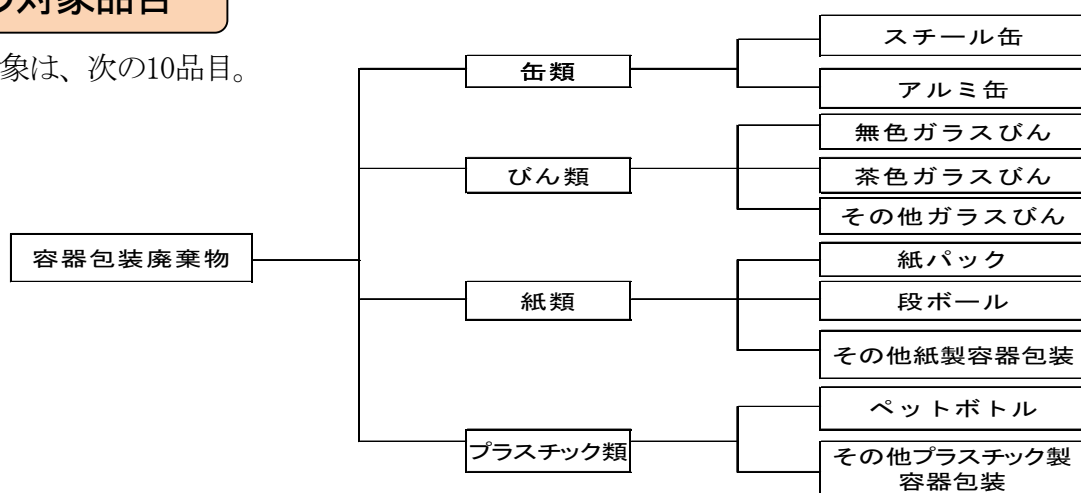
今年度が現計画(第7期)の改定時期にあたることから、平成33年度を目標年度とする「兵庫県分別収集促進計画(第8期)」を策定する。

2 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間(次期は平成31年度に改定)

3 計画の対象品目

計画の対象は、次の10品目。



4 市町による容器包装廃棄物の収集量及び排出量の算定方法

(1) 実績値の算定方法

① 容器包装廃棄物の収集量 = [市町収集量] + [自治会等の集団回収量] + [店頭回収量]

② 容器包装廃棄物の排出量 = [収集量(実績値)] + [家庭系ごみ回収量 × 容器包装廃棄物の混入率[※]]

[※]ごみ組成調査により把握。組成調査データがない場合は、人口規模が同程度の自治体の調査結果や、環境省の資料に基づいて設定。

③ 分別収集率(%) = $\frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$

(2) 目標値の算定方法

① 容器包装廃棄物の収集量: 収集量の実績値に施策の効果や将来の人口変動等を加味して推計

② 容器包装廃棄物の排出量: 排出量の実績値に将来の人口変動等を加味して推計

③ 分別収集率(%) = $\frac{\text{① 容器包装廃棄物の収集量}}{\text{② 容器包装廃棄物の排出量}} \times 100$

[※] 容器包装廃棄物の排出量は混入率を用いた推計値であり、多くの市町が他市町の調査結果等に基づく混入率を使用して推計していること、店頭回収量には市町域を越えた持ち込みも含まれることなどから、当該市町の排出量を正確に反映していない場合がある。

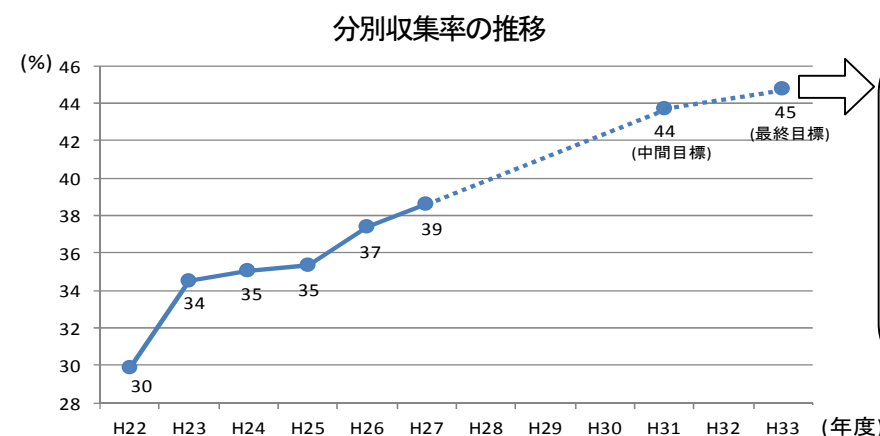
5 計画の目標

(1) 目標値

分別収集の品目数維持及び収集率の向上等について市町にヒアリングを行い、取りまとめた中間目標年度(平成31年度)及び最終年度(平成33年度)の目標値は次のとおり。

なお、今年度から全41市町が10品目分別収集を開始。

| 区分 | 実績(速報値) | 目標 | |
|-----------------|------------|------------------|------------------|
| | 平成27年度 | 平成31年度 (中間目標) | 平成33年度 (最終目標) |
| 10品目分別収集する市町の割合 | 98% (40市町) | 100% (41市町) | 100% (41市町) |
| 容器包装廃棄物の排出量(推計) | 289,419 t | 273,010 t | 269,694 t |
| 容器包装廃棄物の分別収集量 | 111,775 t | 119,483 t | 120,788 t |
| 容器包装廃棄物の分別収集率 | 39% | 44% | 45% |



プラスチック製容器包装等を含むごみ発電でのエネルギー回収を加えた場合は86%(H27:83%)が有効活用
[※] 平成33年度には16市6町(H27:15市4町)でごみ発電が見込まれる。

(2) 品目別分別収集率

分別収集率の低い「紙パック」、「その他紙製容器包装」及び「その他プラスチック製容器包装」について、更なる分別収集量及び分別収集率の向上を図る。(単位:%)

| 品目\年度 | | 実績(速報値) | 目標 | |
|---------|-----------|---------|------------------|------------------|
| | | 平成27年度 | 平成31年度 (中間目標) | 平成33年度 (最終目標) |
| 缶類 | スチール缶 | 57 | 78 | 78 |
| | アルミ缶 | 85 | 80 | 80 |
| びん類 | 無色ガラスびん | 46 | 57 | 61 |
| | 茶色ガラスびん | 48 | 60 | 62 |
| | その他ガラスびん | 68 | 57 | 59 |
| 紙類 | 紙パック | 16 | 19 | 20 |
| | 段ボール | 68 | 70 | 70 |
| | その他紙 | 19 | 26 | 28 |
| プラスチック類 | ペットボトル | 75 | 75 | 76 |
| | その他プラスチック | 22 | 25 | 26 |
| 合計 | | 39 | 44 | 45 |

6 品目別の排出量及び収集量の計画値

(1) 排出量計画値

県内で排出される容器包装廃棄物(品目別排出量)は、アルミ缶を除き、減少していく見込み。(単位:t)

| 品目\年度 | | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 缶類 | スチール缶 | 8,142 | 7,966 | 7,780 | 7,576 | 7,390 |
| | アルミ缶 | 7,890 | 7,903 | 7,915 | 7,928 | 7,931 |
| びん類 | 無色ガラスびん | 19,662 | 19,361 | 19,171 | 18,925 | 18,658 |
| | 茶色ガラスびん | 12,978 | 12,837 | 12,719 | 12,586 | 12,454 |
| | その他ガラスびん | 7,452 | 7,454 | 7,445 | 7,458 | 7,449 |
| 紙類 | 紙パック | 7,760 | 7,661 | 7,601 | 7,490 | 7,385 |
| | 段ボール | 48,628 | 48,555 | 48,587 | 48,586 | 48,534 |
| | その他紙 | 53,113 | 52,718 | 52,448 | 52,323 | 51,923 |
| プラスチック類 | ペットボトル | 15,192 | 15,026 | 14,892 | 14,731 | 14,568 |
| | その他プラスチック | 95,575 | 95,049 | 94,452 | 93,987 | 93,401 |
| 合計 | | 276,392 | 274,529 | 273,010 | 271,589 | 269,694 |

(2) 分別収集量計画値

県内の容器包装廃棄物の分別収集量を、平成27年度実績の111,775tから平成33年度には約8%増加させ、120,788tとする。(単位:t)

| 品目\年度 | | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 缶類 | スチール缶 | 6,338 | 6,201 | 6,057 | 5,903 | 5,762 |
| | アルミ缶 | 6,280 | 6,301 | 6,320 | 6,341 | 6,351 |
| びん類 | 無色ガラスびん | 10,608 | 10,789 | 10,977 | 11,155 | 11,334 |
| | 茶色ガラスびん | 7,470 | 7,546 | 7,625 | 7,701 | 7,772 |
| | その他ガラスびん | 4,177 | 4,227 | 4,277 | 4,325 | 4,371 |
| 紙類 | 紙パック | 1,456 | 1,449 | 1,474 | 1,468 | 1,459 |
| | 段ボール | 34,034 | 34,018 | 34,102 | 34,138 | 34,136 |
| | その他紙 | 13,028 | 13,370 | 13,835 | 14,229 | 14,556 |
| プラスチック類 | ペットボトル | 11,164 | 11,120 | 11,103 | 11,062 | 11,007 |
| | その他プラスチック | 23,228 | 23,445 | 23,713 | 23,888 | 24,038 |
| 合計 | | 117,783 | 118,466 | 119,483 | 120,210 | 120,788 |

※その紙30%増、その他プラスチック8%増、紙パック10%増、ガラスびん13%増

7 今後の取組

(1) 更なる分別収集率の向上促進

市町によるリサイクルプラザ、ストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を推進し、県民の理解と協力が進むよう市町と連携した県民への情報提供・普及啓発を行う。

特に分別収集率の低い「その他紙製容器包装」、「その他プラスチック製容器包装」、「紙パック」及び「ガラスびん」について、実態にあった排出量の把握、回収場所や回収回数の増加を進め、更なる分別収集量及び分別収集率の向上を図る。

このため、ごみ組成調査の実施、広報誌等による住民への周知の強化、分別収集体制の見直し、量販店や市役所等での拠点回収、自治会や学校単位の集団回収等の活用等について重点的に市町への助言を行う。

(2) ごみ発電等によるエネルギー回収の促進

兵庫県廃棄物処理計画(平成25年3月改定)では、ごみ発電について、市町等の施設整備に合わせて最大限に導入を促していくこととしている。

このため、容器包装廃棄物として分別収集されない「その他プラスチック製容器包装」については、エネルギー回収の観点から可能な限りごみ発電等で有効利用する。

8 排出抑制及び分別収集の促進施策

| | |
|---|--|
| (1) 排出抑制及び分別収集の促進に関する施策 | ①容器包装廃棄物の分別排出の促進 市町に対して、実状に合わせ、一般ごみの指定ごみ袋制、収集運搬の有料化等の手法を検討し、容器包装廃棄物と一般ごみの分別排出を進めるよう促す。 |
| | ②分別収集の方法の改善<重点> 市町に対し、収集運搬体制の見直しや選別方法等の改善による収集量・質の向上を促す。 |
| | ③量販店等における拠点回収の促進<重点> 量販店における店頭回収、公共施設等での資源回収ステーションの設置等について、市町広報誌等でPRする等、容器包装廃棄物の回収の場所と機会を増やすよう促す。 |
| | ④地域住民による集団回収等の促進<重点> 集団回収に対する奨励金制度等を活用することにより、市町が積極的に集団回収を支援するよう働きかけ、一層の分別収集の促進を図る。 |
| | ⑤県市町廃棄物処理協議会 県及び県内市町の連携強化を図り、廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための取組について協議する。(先進的な取組事例等を情報共有し、各市町の実践を促す。) |
| | ⑥レジ袋削減対策等の推進 ひょうごレジ袋削減推進会議(平成19年6月設立)により、事業者、消費者、行政の連携のもと、レジ袋削減を全県的に推進する。 |
| | ⑦事業所から排出される廃棄物の分別促進 市町と連携して、事業所に対し産業廃棄物と一般廃棄物との分別、減量を促す。 |
| | ⑧イメージキャラクターの活用 家庭での容器包装廃棄物の分別の周知を徹底するため、親しみやすいイメージキャラクターを活用した広報などの活用を市町に助言する。 |
| | ⑨外国人への周知 英語、中国語、ハンガール語、ポルトガル語等の外国語によるリサイクルマニュアルやパンフレット等を作成し、多くの住民へ周知を図るよう市町の取組を促す。 |
| | ⑩施設整備の推進<重点> 容器包装廃棄物の効率的な分別収集を図るため、市町に対し、循環型社会形成推進交付金を活用して、リサイクルプラザ、及びストックヤード等の再生利用施設の着実な整備を行うよう、助言する。 |
| ⑪マイボトルの普及促進<重点> 関西広域連合で取組んでいるマイボトルの周知を図り、繰り返し使用できる水筒等の利用を推進することで、使い捨て容器の排出抑制を促進する。 | |
| (2) 知識の普及 | ①住民への分別収集・リサイクルに関する情報の提供 住民の意識を高めるため、指定法人等から市町への拠出金の支払い額、住民の分別排出への協力度や最終的なリサイクルの結果等の情報を、市町が広報誌等により住民へフィードバックするよう促す。 |
| | ②取組の顕著な団体への表彰 リサイクル活動等において顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体等に対し、顕彰を行う。 |
| | ③「もったいない」精神の普及 「もったいない」精神を活かし、物を最後まで使い切ること、それでも発生した廃棄物はリサイクルするよう啓発・実践し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。 |
| (3) 情報交換の促進 | ④環境学習・教育の展開 ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)、出前講座等を活用した環境学習、市町によるごみ処理施設見学の受入れや、小学生向け副読本の配布等により、リサイクルに関する意識を高める。 |
| | ①県市町廃棄物処理協議会による県及び市町の連携及び情報交換(再掲) |
| | ②ひょうごレジ袋削減推進会議による事業者、消費者、行政の連携と情報交換(再掲) |
| | ③市町広報誌等による拠点回収、分別収集・リサイクルに関する情報の提供(再掲) |